

## 4 子どもの福祉

### (1) すくすくギフト

保護者が「すくすくギフト」カタログから選んだ紙おむつなどの育児用品を、出生・転入した翌月から1歳の誕生日まで、毎月自宅にお届けします。

- 対象者 1歳未満の児童を監護する保護者
- 支給期間 出生・転入した翌月から1歳の誕生日まで
- 支給金額
  - 月額4,000円までは、自己負担なく受け取れます。
  - 4,000円を超える注文を希望する場合は、超過分は自己負担となります。
  - 超過分は、配送業者へ現金でお支払いください。
- 手続き・支給方法
  - ①出生届・転入届提出時にこども家庭課へ「すくすくギフト支給申請書」を提出する。
  - ②申請した翌月に支給決定通知と一緒に「すくすくギフト」カタログが届く。
  - ③カタログから好きな育児用品を選び、業者へ注文する。
  - ④注文した月の月末までに注文した商品が届く。

※ サイズや商品などの変更の注文がない限り、前月と同様の商品が配送されます。

### (2) 児童手当

- 支給対象者
 

中学校終了前の児童（15歳到達後最初の3月31日までの間）を養育している保護者に支給します。ただし、国籍を問わず児童が海外に住んでいる場合には支給できません（留学を除く。）

外国人の方は、富津市に住民登録がある方が対象です。

所得制限限度額を超える方には、児童手当ではなく特例給付が支給されます。

所得上限限度額を超える方は、支給されません。

※ 児童手当又は特例給付が支給されなくなった後に所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要です。
- 児童1人当たりの支給月額

年齢及び出生順	所得制限限度額未満(児童手当)	所得制限限度額以上(特例給付)	所得上限限度額以上	
3歳未満	15,000円	5,000円	支給なし	
3歳から 小学生	第1子・第2子	10,000円	5,000円	支給なし
	第3子以降	15,000円	5,000円	支給なし
中学生	10,000円	5,000円	支給なし	

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日以降の最初の3月31日まで）の養育しているお子さんのうち、3番目以降をいいます。

○所得制限限度額・所得上限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)	所得上限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	869	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200

※ 扶養親族が4人以上の場合の限度額は、扶養親族1人につき38万円加算した額。

※「収入の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

○支給

- ・支給月 6月・10月・2月（支払月の前月分までの分）
- ・支給日 各月の10日

○支給申請手続

児童を養育している親等が申請をしてください。公務員の方は、勤務先から支給されますので、勤務先へ申請してください。

転入や出生から15日以内に申請をお願いします。

また、転出・転居した場合や振込口座を変更したい（受給者名義の口座のみ）場合などは、変更の手続をしていただきます。

【申請に必要な書類】

- ・申請者・配偶者・児童のマイナンバーがわかるもの
- ・申請者名義の預金通帳

※ その他必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

○現況届

受給者の現況を公簿等で確認することで原則提出は不要です。

ただし、以下に該当する方は現況届の提出が必要です。

- ①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が富津市と異なる方
- ②支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③離婚協議中で配偶者と別居している方
- ④法人である未成年後見人、施設等の受給者
- ⑤単身赴任や学業の都合などにより児童と別居されている方
- ⑥その他、富津市から提出の案内があった方

現況届の提出がない場合は、6月分以降の手当の支給が一時差し止めとなります。

### (3) 子ども医療費助成

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもの医療（入院・通院・調剤）に要した費用の一部を助成します。

○対象者

- ・富津市に住所を有する0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども
- ※ ただし、対象児童が婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）又は、就職し、保護者の被扶養者でなくなった場合を除く。
- ・保険給付を受けることができる子ども

○対象の範囲

- ・保険給付で医療に要した一部負担金から自己負担金（下表）を除いた額

世帯区分	子ども医療費自己負担金	
	入院1日又は通院1回あたり	調剤
市町村民税所得割課税世帯	200円 ただし、1人の子どもが、同一の医療機関において、同一の月にした11日目以降の入院又は6回目以降の通院は、0円とする	0円
上記以外の世帯	0円	

○助成の方法

①受給券を使う場合

受診前にこども家庭課、天羽行政センターで、子ども医療費助成申請を行い、受給券の交付を受けてください。医療機関等（千葉県内に限ります。）で健康保険証等と受給券を提示することで、子ども医療費自己負担金で保険診療を受けることができます。

【申請に必要なもの】

- ・子どもの保険証
- ・保護者の個人番号（マイナンバー）が分かるもの

②県外で受診した場合・受給券を使わなかった場合

受給券を使用せず、医療機関等の窓口で医療費を一旦支払った場合は、下記の申請に必要なものを持ってこども家庭課又は天羽行政センターで申請してください。後日、ご指定口座へ保険診療適用分の医療費を振り込みます。

【申請に必要なもの】

- ・1か月分全ての領収書の原本（受診者名・診療点数・領収印のあるもの）
- ・子どもの保険証
- ・保護者名義の預貯金通帳
- ・保護者の個人番号（マイナンバー）が分かるもの
- ・高額療養費など他制度より給付を受けた場合は、それが証明できるもの

※注意事項

- ・確定申告で医療費控除を受ける場合など領収書の返却を希望される人は、原本に医療費申請済の印を押してお返ししますので、コピーを提出してください。
- ・申請期限は、医療費を支払った日の翌日から2年間となります。
- ・保育所（園）・幼稚園・学校で怪我をした場合は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となり、子ども医療費助成対象外のため、受給券は使用しないでください。

## (4) 未熟児養育医療給付

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対し、その医療費等を公費で負担する制度です。ただし、健康保険が適用される医療費が給付範囲となりますので、おむつ代・差額ベッド代などの保険適用外のものについては、対象となりません。また、養育医療の給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関に限られます。なお、世帯の所得税額に応じて、自己負担金が発生します。

### ○対象者

富津市に住所を有する未熟児で次に掲げる症状で医師が入院養育を認めたもの。

#### 【症状】

- ①出生時の体重が 2,000g以下
- ②次に掲げる症状を示すもの
  - ・一般状態 運動不安・けいれんがあるもの、運動が異常に少ないもの
  - ・体温 摂氏34度以下
  - ・呼吸器・循環器 強度のチアノーゼが持続・発作を繰り返す、呼吸数が毎分50以上で増加傾向・毎分30以下、出血傾向が強い
  - ・消化器系 生後24時間以上排便が無い、生後48時間以上嘔吐が持続、血性吐物。血性便がある
  - ・黄疸 生後数時間内に現れるか、異常に強い黄疸がある

### ○自己負担金

保護者の市民税額に応じて、徴収基準月額が決定されます。ただし、子ども医療費助成制度と併用することで実際の自己負担額は、子ども医療費助成額を差し引いた額となります。

### ○申請方法

申請は、退院前、なおかつ生後3週間以内にする必要があります。

#### 【申請に必要なもの】

- ・養育医療給付申請書
- ・意見書（指定医療機関の担当医師に記入してもらう）
- ・子どもの保険証 ・保護者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの

## (5) 保育所（園）・認定こども園の利用について

子どもたちが健やかに成長できるよう子育て支援策の充実を図るため、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から始まりました。

新制度の対象となる施設を利用するためには、市から「保育の必要性の認定」を受けていただく必要があります。

### 保育の必要性の認定

保育所（園）・認定こども園を利用するためには、支給認定を受ける必要があります。支給認定は、子ども・子育て支援新制度へ移行した保育所（園）・認定こども園等を利用する場合の手続きで、年齢、保育の必要性や必要量を判定するものです。

### ○支給認定区分

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定（教育）	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	認定こども園
2号認定（保育）	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども	保育所（園） 認定こども園
3号認定（保育）	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども	保育所（園） 認定こども園

### ○施設等利用給付認定

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる施設等
新1号認定	満3歳以上の就学前の子ども（新2号認定、新3号認定を除く）	幼稚園
新2号認定	満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども	幼稚園の預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業
新3号認定	満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって保護者の就労や疾病等により保育を必要とする市民税非課税世帯の子ども	幼稚園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業

### ○保育必要量

2・3号認定を受ける人は、保育の必要量によって、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

※「保育標準時間」と「保育短時間」では利用できる時間が異なります。

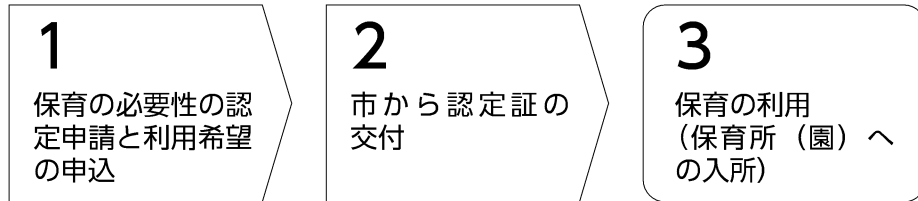
保育必要量の区分	内容
「保育標準時間」利用	主にフルタイム勤務を想定した利用で、1日の利用可能時間は最長11時間。（保護者の就労の場合、1か月当たり120時間以上の労働）
「保育短時間」利用	主にパートタイム勤務を想定した利用で1日の利用可能時間は最長8時間。（保護者の就労の場合、1か月当たり48時間以上120時間未満）

### ○保育の必要性の認定基準

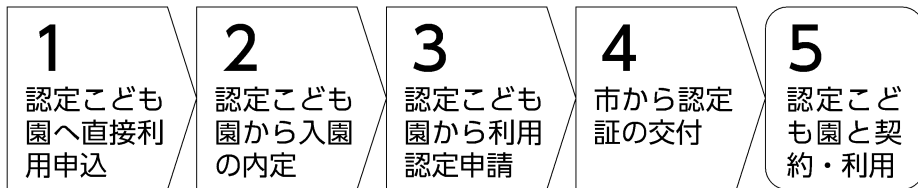
- ① 1か月あたり48時間以上労働することを常態としている。  
（1日4時間以上かつ月12日以上）
- ② 妊娠中又は出産後間がない場合（出産予定月の前2か月及び後8週間以内）
- ③ 疾病、負傷又は精神若しくは身体に障がい有している。
- ④ 親族を常時介護又は看護している。
- ⑤ 震災、火災、風水害等の復旧にあたっている。
- ⑥ 求職活動又は就労のための研修、訓練に携わっている。（求職中の理由では原則3か月間認定）
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）している。
- ⑧ 虐待やDVのおそれがある。
- ⑨ 育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である。
- ⑩ その他上記に類推する状態として市が認める場合

○申込方法

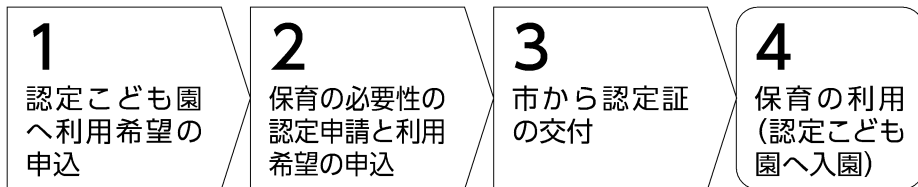
・保育所（園）を利用希望の場合



・認定こども園（1号認定）を利用希望の場合



・認定こども園（2・3号認定）を利用希望の場合



・新制度に移行しない私立幼稚園を利用する場合

これまでどおり、施設に直接申し込みしてください。施設の規定に基づいて入園選考が行われます。

○申込時期

・新年度入所（園）

新年度4月入所（園）申込みは、市内保育所（園）・保育課で申込書を配布し11月頃から受付を行います。

・年度途中入所（園）

保育所（園）は、毎月1日が入所日となります。月途中での入所（園）は出来ません。入所（園）のための申込み手続の締切りは、希望月の前月15日です。

※ 認定こども園（1号認定）・幼稚園への申し込みについては、直接施設へお尋ねください。

市内保育所（園）

施設名	公私立	所在地 電話番号	開園時間	特別保育の内容					
				乳児	延長	障がい児	一時預かり	休日	病後児
飯野保育所	公立 100	下飯野332-6 TEL.87-0765	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~18:30	○	○	○	○	○	○
吉野保育所	公立 50	絹656-2 TEL.65-2143	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~12:30	○	○	○	○	○	○
佐貴保育所	公立 40	佐貴143-2 TEL.66-0392	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~12:30	○	○	○	○	○	○
中央保育所	公立 80	数馬579 TEL.67-0279	平日 7:30~19:00 土曜 7:30~18:30	○	○	○	○	○	○
竹岡保育所	公立 40	竹岡403-1 TEL.67-8504	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~12:30	○	○	○	○	○	○
金谷保育所	公立 40	金谷2221-1 TEL.69-2353	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~12:30	○	○	○	○	○	○
峰上保育所	公立 60	上後305 TEL.68-0080	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~12:30	○	○	○	○	○	○
富津保育園	私立 140	富津396-34 TEL.87-2104	平日 7:00~20:00 土曜・休日* 8:00~18:00	○	○	○	○	○	○
青堀保育園	私立 90	青木二丁目14-6 TEL.87-0142	平日・土曜 7:00~20:00	○	○	○	○	○	○
和光保育園	私立 90	小久保2209 TEL.65-2772	平日・土曜 7:00~19:00	○	○	○	○	○	○
大貴保育園	私立 60	岩瀬1112-7 TEL.65-0059	平日 6:00~20:00 土曜 7:00~20:00 日・休日* 7:00~18:00	○ ※2	○	○	○	○	○

※地域交流支援センター「カナリエ」でも一時預かり保育・病後児保育を実施しています。

※1 休日とは祝日・振替休日をいいます。

特別保育の内容

○乳児保育……産後8週間の産休明けから保育を受け入れています。

※2 大貴保育園は生後30日を過ぎた日の翌月の1日から受け入れています。

○延長保育……11時間を超える保育を実施しています。(保育標準時間認定の方)

○障がい児保育…健全児の中で共に生活することが望ましいことから、可能な限り障がい児の保育を受け入れています。ご相談ください。

○一時預かり保育…育児中のリフレッシュや冠婚葬祭などで家庭での保育が一時的に困難となった場合などに利用することができます。ただし、保育所の行事などによりお預かりできない場合もありますので、前日までに（緊急の場合を除く）、各保育所（園）へ直接お問い合わせください。

○病後児保育……病気やけがの回復期にあって集団保育が困難な子どもを、家庭に代わり一時的に保育します。詳細は施設へお問い合わせください。

## 市内認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え、千葉県知事から認定を受けた施設です。

- ①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する
- ②地域における子育て支援を行う

施設名	公私立	所在地 電話番号	開園時間	特別保育の内容					
				乳児	延長	障がい児	一時預かり	休日	病後児
明澄幼稚園	私立 教育142 保育70	大堀1618 TEL.87-0808	平日 7:30~18:30			○			
みなと幼稚園	私立 教育70 保育42	湊404-1 TEL.67-2525	平日・土曜 7:30~18:30			○	○		

市内認定こども園は、幼稚園型認定こども園で認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備える施設です。

## 保育料

### ○保育料の金額

保育料は、入所（園）される子どもの年齢と保育時間及び保護者の市民税額により算定します。

- ・保育所（園）  
毎月1日現在保育所（園）に在園している場合は、当該月分の保育料をお支払いいただきます。（利用日数にかかわらず、1か月分の保育料がかかります。保育料の日割り計算はございません。）

施設により制服代や教材費等の実費負担が必要な場合がありますので、詳細は施設にご確認ください。

- ・認定こども園  
市が定める金額の他に制服代や教材費等の実費負担分がありますので、詳細については施設にご確認ください。  
※ 令和元年10月1日から3歳から5歳児（0歳から2歳児の市民税非課税世帯）の保育料は無償です。

### ○保育料の切り替え時期

保育料の切り替え時期は9月です。当該年度分の市民税額が6月に賦課決定されることから、4月分から8月分の保育料は、前年度分の市民税額に基づき算定し、9月分から3月分の保育料は、当該年度分の市民税額に基づき算定します。ただし、4月において年齢区分が3歳未満児から3歳児へ変更となる場合は、4月に改定されます。

### ○保育料の多子軽減

#### 【保育認定（3号認定）対象者】

- ・第3子以降は、兄・姉の年齢にかかわらず無料となります。
- ・市民税非課税世帯（要保護等世帯にあっては、市民税所得割額が77,101円未満）について、兄・姉の年齢にかかわらず、第2子は無料となります。
- ・世帯の市民税所得割額が57,700円未満の場合、兄・姉の年齢にかかわらず、第2子は半額となります。
- ・小学校就学前までの範囲の保育所等（認定こども園・幼稚園、特別支援学校幼稚部など）に入所している子どもが2人以上いる場合、そのうち最年長からカウントし、第2子は半額となります。

※要保護等世帯とは、次の人が該当となります。

- ・配偶者がいない人で子どもを扶養しており、同居の親族等がない世帯
- ・障害者手帳の交付を受けた人や特別児童扶養手当の支給対象となる子どもがいる世帯

### ○3号認定保育料表（保育所（園）・認定こども園を利用する場合）

階層区分		3号認定（0～2歳児クラス）	
		保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯	0円	
第2	市民税非課税世帯	要保護等世帯	0円
第3		上記以外	0円
第4	市民税均等割課税世帯	要保護等世帯	7,500円
第5		上記以外	16,500円
第6	市民税所得割課税世帯	要保護等世帯	7,500円
第7		上記以外	18,000円
第8	77,101円未満	要保護等世帯	7,500円
第9	97,000円未満	上記以外	28,500円
第10		要保護等世帯	28,500円
第11	169,000円未満	上記以外	28,100円
第12	301,000円未満	要保護等世帯	7,500円
	301,000円以上	上記以外	28,100円
			40,000円
			39,400円
			51,000円
			50,200円
			67,000円
			66,000円

### ○納入方法

- ・口座振替  
ご利用の金融機関窓口で手続きをお願いいたします。引き落とし日は原則毎月末日（末日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）です。
- ・納入通知書  
口座振替をご利用されていない人は、毎月15日頃に保育所（園）を通して納付書を配付します。  
毎月末日が納期限ですので、納付書に記載されている金融機関・コンビニエンスストア・スマホ決済又は市役所で納めてください。  
※ 期限を過ぎて納付がない場合、督促状が発行されます。  
滞納が続いた場合は法令に基づき、差押え等の滞納処分を行う場合があります。
- ・認定こども園の保育料等  
認定こども園の保育料等については、市が定める保育料を契約している施設に直接納めていただきます。詳細については施設にご確認ください。

○保育料の変更

市民税の更正や結婚、離婚など家庭の状況が変わった場合は、保育料が変更になる場合があります。必ず保育課保育係までご連絡ください。

○給食費の保護者負担

保育料無償化に伴い1号、2号認定の給食費（副食費）は保護者に負担していただきます。（年間収入額が360万円相当未満の世帯は除く）  
 公立保育所は月額4,500円を納付書又は口座振替で納付してください。  
 私立保育園、私立認定こども園等は各園で設定した副食費を、主食費等の園費と合わせて各園で納付してください。

○第3子以降の副食費の免除

保育施設等に入所している第3子以降の副食費が免除されます。

## (6) 子育てのための施設等利用給付

幼稚園、認可外保育施設、幼稚園預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業およびファミリーサポートセンター事業を利用する次の児童について利用料を給付します。

○対象者（当該年度4月1日時点）

3歳から5歳までの児童、0歳から2歳までの市民税非課税世帯の児童

### 幼稚園

幼児教育無償化について、幼稚園を利用した場合は、月々の利用料が無償化されるとともに下記事業が無償化の対象となりますが、市に申請する必要があります。

○対象者

富津市に住民登録がある3・4・5歳児（4月1日現在）  
 ※ 満年齢が3歳に達して就園する児童も対象となります

○保育料・入園料 月額上限25,700円

（入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象）  
 ※ 通園送迎費、行事費等はこれまでとおり保護者負担となります。  
 無償化の対象となる前提として、給付認定（新1号認定）を受ける必要があります。  
 保育料分は、市から幼稚園へお支払いしているため、幼稚園から保育料分を徴収しないこととなります。

○預かり保育利用料 利用日数に応じて月額上限11,300円（利用日数 × 450円）

※ 満年齢が3歳に達して就園した市民税非課税世帯の児童（満3歳後最初の3月31日まで）の場合は月額最大16,300円  
 ※ 預かり保育料は、保育の必要性の認定（新2号・新3号認定）を受けた児童が無償化の対象となります。認定を受けない場合でも預かり保育を利用できますが、無償化の対象ではありません。

【給付方法】

保育認定を受けている児童が在籍している幼稚園で預かり保育を利用した場合の預かり保育料は、在籍している幼稚園に支払い後、市へ預かり保育料の償還請求をいただき、無償化対象額を市から給付します。

○副食費

給食を提供している幼稚園において、実費負担をしている給食費のうち主食（米、パン等）以外の費用の副食費相当額を下記対象者からの申請をもって給付するものです。

【対象者】

富津市に住民登録のある私立幼稚園に在籍している3・4・5歳児（4月1日現在）及び満年齢が3歳に達して就園する児童で下記要件を満たす世帯  
 ①世帯年収360万円未満相当（世帯の市民税所得割額が77,100円以下）  
 ②第3子以降の子どもが在籍している

【対象額】 月額上限4,700円

※ 実際の園での副食費の月額と上限額（4,700円）を比較して、どちらか低い額が給付額となります。  
 ※ 上限額を超える場合の差額は、保護者負担です。

【給付方法】

- ・一定期間（3か月）ごとに、償還請求書類を園経由で送付いたします。
- ・対象者から申請に基づいて、給付をいたします。

○現況届について

給付認定を受けた方は、年に一度「現況届」の提出が必要となります。

### 認可外保育施設等

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業およびファミリーサポートセンター事業を利用する場合、利用料を給付します。  
 給付の対象となるには、事前に市から保育の必要性の認定を受ける必要がありますので、給付を受けられる方は必ず市へ申請してください。  
 また、施設（事業）については、市町村で確認した施設（事業）を利用した場合に限ります。

○給付について

保育の必要性の認定を受けた、3歳から5歳までの児童については月額37,000円まで、0歳から2歳までの市民税非課税世帯の児童については月額42,000円まで給付します。  
 1ヶ月の各施設の利用料を支払い後、受領した領収書及び提供証明書を施設等利用費請求書に添付して市に請求してください。  
 市では、請求をまとめて年4回の支払い時期を設定して支払いを行う予定です。

4月～6月利用分	7月末締切	8月下旬に支払い
7月～9月利用分	10月末締切	11月下旬に支払い
10月～12月利用分	1月末締切	2月下旬に支払い
1月～3月利用分	4月末締切	5月下旬に支払い

## (7) 子育て支援事業

### 産前産後ヘルパー派遣事業

妊娠中、出産後に日中家族等から援助が受けられず支援が必要な家庭に、産前産後ヘルパーが訪問し、妊娠中・出産後の家事や育児をサポートします。

#### ○利用できる人

富津市に住民登録があり、居住している人で、日中家族等から援助が受けられず支援が必要な次の方

- (1) 妊娠届を提出した妊婦
- (2) 生後6か月未満（多胎出産の場合は1年未満）の子どもを養護している母親

#### ○支援の内容

「日常的に行う必要がある」家事や育児

- (1) 家事に関するもの
  - ・食事の準備及び片付け・居室等の清掃及び整理整頓
  - ・衣類の洗濯及び補修・生活必需品の買い物
  - ・その他日常的に行う必要のある家事
- (2) 育児に関するもの
  - ・授乳介助・おむつ交換介助
  - ・もく浴介助・赤ちゃんの着替え
  - ・上のお子さんのお世話・その他日常的に行う必要のある育児

#### ○利用時間・回数

利用時間：午前9時～午後5時まで（12/29～1/3を除く）  
1回2時間、1日2回まで

利用回数：産前20回、産後20回（多胎出産の場合は40回）

#### ○利用のながれ

- ①利用希望日の7日前までにこども家庭課に「産前産後ヘルパー派遣事業利用申請書」を提出してください。
- ②こども家庭課から「産前産後ヘルパー派遣事業料承認通知書」が届きます。
- ③ヘルパー派遣事業所へ利用希望日3日前の午後5時までに連絡し、利用日時や支援の内容等について相談してください。
- ④利用の都度、ヘルパーが持参した「産前産後ヘルパー派遣事業利用確認書兼報告書」にサインし、利用料を訪問したヘルパーに支払ってください。

#### ○利用日時の変更・キャンセル

支援の内容や利用日時の変更は、利用日前日の午後5時までに派遣事業者へ連絡してください。これを過ぎますとキャンセル料が発生します。

また、サービス開始時刻までにキャンセルの連絡がなく、サービスが行えなかった場合は、サービスを1回利用したものとみなします。

#### ○利用料・キャンセル料

	自己負担額	キャンセル料	
		前日17時を過ぎ、サービス開始前までに連絡があった場合	サービス開始時刻までに連絡がなく支援が行えなかった場合
生活保護世帯	0円	0円	0円
市民税所得割非課税世帯	0円	0円	0円
その他世帯	1時間あたり700円	350円	700円

#### ○産前産後ヘルパー派遣事業者

望みの門 ホームヘルプサービス	富津市川名1436	87-5076
ホームヘルプサービスセンター金谷の里	富津市金谷1912-2	69-8402

### 子育て短期支援事業

保護者の就労や疾病等により、家庭でお子さんを養育することが一時的に困難となった場合にお子さんをお預かりします。利用時間等に応じて3つの事業があります。

#### 1. 事業の種類・利用時間・利用料

事業の種類	利用時間	利用料	
		<市民税>	
		非課税世帯	課税世帯
ショートステイ事業	受入時間（午前8時～午後5時）から泊りがけで預かりが必要な場合 ※最大月7日まで利用可	1日あたり 1,000円	1日あたり 2,750円
トワイライトステイ事業	月曜日～金曜日 午後5時～午後10時 ※午後10時を超える場合は、翌日の午前8時まで延長できます。（別途、宿泊加算がかかります。）	1回あたり 300円 （宿泊加算 300円）	1回あたり 750円 （宿泊加算 750円）
休日預かり事業	土曜日・日曜日・祝日 午前8時～午後5時 ※午後5時を超える場合は、ショートステイ事業の利用となります。	1日あたり 350円	1日あたり 1,350円

※生活保護世帯の方は、無料で利用できます。

※ひとり親世帯の方は、市民税非課税世帯は生活保護世帯として、市民税課税世帯は市民税非課税世帯として算定します。

#### 2. 利用できる児童

市内在住（住民登録あり）の2歳から小学校修了前の児童

#### 3. 実施施設

社会福祉法人天祐会  
自立援助ホーム希望の杜（富津市篠部2310-3）  
電話 0439-29-6004

#### 4. 利用方法

原則、利用希望日の7日前までこども家庭課に申請してください。

## ファミリーサポートセンター

「子育ての手助けをしてほしい」「子育ての手助けをしたい」それぞれの人が会員となり、地域で子育てを助け合う有償の「相互援助活動」の連絡、調整を行います。

〈こんな時にご利用ください〉

保育園等の保育開始前や保育終了後の子どもの送迎や預かり  
学校や学童保育終了後の子どもの預かり  
外出の間の子どもの預かり など

〈活動時間及び援助料金〉

○月～金曜日（12/29～1/3除く）（午前7時～午後8時） 1時間700円

○月～金曜日（午前6時～午前7時）（午後8時～午後10時）土・日・祝祭日・年末年始1時間900円

詳細は、地域交流支援センター「カナリエ」内、富津市ファミリーサポートセンター（TEL 070-3115-0505）へお問い合わせください。

## 子育て支援センター

名 称	所在地	開設期間	電話番号	内 容
地域交流支援センター「カナリエ」	岩坂487-5	(火～日) (祝日、12月29日から1月3日を除く。) 9:00～17:00 ※ 休館日： 月曜日	☎67-2801	・出産や育児、子どもの成長に関する相談 ・子育て親子の交流の場だけでなく、多世代間交流の場の提供 ・身体測定&栄養相談、ベビーマッサージ、歯みがきアドバイス、おはなしの会、ベビヨーガ等、講座やイベントを開催 ・一時保育、病後児保育
もうひとつのお家(和光保育園)	小久保2209(和光保育園内)	火・水・木曜日 9:00～14:30	☎65-2772	*親子でいっぱい遊ぼう *おでかけday *赤ちゃんday *ほっこりday
	湊地区：お問い合わせください	月曜日 9:30～14:30		
	市内各地：お問い合わせください	金曜日 お問い合わせください。		
あおぞらハウス(青堀保育園)	青木2丁目14-6(青堀保育園内)	月曜日～金曜日 9:00～15:00	☎87-0142	*園庭開放 *あおぞらカフェ *身体測定 *お誕生日会 *ベビーマッサージ 等

## 保育所（園）・認定こども園の子育て支援事業

### ○公立保育所（おひさま広場）

・1歳6か月児健診時のおひさま広場

日 時 1歳6か月児健診が行われる日の14:00～16:00

開催状況や詳細については保育課にお問い合わせください。

場 所 市役所本庁ロビー

内 容 親子のふれあい遊び・歌遊び等

※ 育児相談・親子の遊びづくり・仲間づくり・その他子育てに関するサポートをしています。

### ○大貫保育園

・青空保育、野遊び

日 時 月1回のお出かけ 9:30～10:30

内 容 バスに乗って、近くの公園へ行き遊ぶ

※ その他詳細については、予約の際にご確認ください。

問合せ 大貫保育園 65-0059

### ○富津保育園（こあらっこ）

日 時 月1回 10:00～11:00

内 容 年齢に合わせた遊び

問合せ 富津保育園 87-2104

### ○認定こども園 みなと幼稚園（つぼみ教室）

日 時 月2回 10:00～11:00

内 容 遊びなど（詳細は、園のホームページをご覧ください）

問合せ みなと幼稚園 67-2525

## 園庭開放

保育所（園）・認定こども園では、子育て家庭の交流の場として、また、地域との交流促進のため、園庭を開放しています。

施設名	開放日	時間
飯野保育所	毎週火曜日	9:30～11:30
中央保育所		
吉野保育所	毎週水曜日	
竹岡保育所		
佐貫保育所	毎週木曜日	
金谷保育所		
峰上保育所	毎週金曜日	
青堀保育園	月曜日から金曜日	9:00～15:00
富津保育園	毎日	9:00～16:00
和光保育園	第2木曜日	9:00～12:00
大貫保育園	毎週月曜日	9:00～11:00
認定こども園みなと幼稚園	月曜日から金曜日	8:30～10:00
認定こども園明澄幼稚園	不定期(園のホームページ参照)	10:00～12:00

※各施設の行事等により、利用できない場合もありますので、利用にあたっては事前に各施設にお問い合わせください。



## 子育て支援教室・広場・健診

- ・わらべうた遊びと共育ち教室  
 対 象 乳幼児を持つ親子（祖父母も可）  
 内 容 わらべうた遊び  
 場 所 富津公民館  
 日 時 第2火曜日（休講日あり）10:00～11:30  
 問合せ 富津公民館 87-8381
- ・お話し会  
 対 象 幼児～小学校低学年  
 内 容 お話し会・交流の場  
 場 所 市民会館  
 日 時 毎月1回 日曜日  
 問合せ 市民会館 67-3112
- ・1歳6か月児健診  
 対 象 1歳6か月頃  
 内 容 内科・歯科診察・身体計測・栄養・ことば・発達・歯の相談  
 場 所 市役所  
 日 時 個別通知（開催日は広報ふつつ、市ホームページ掲載、安全安心メールでお知らせ）  
 問合せ 健康づくり課 80-1265
- ・3歳児健診  
 対 象 3歳6か月頃  
 内 容 内科・歯科診察・身体計測・栄養・ことば・発達・歯の相談  
 場 所 市役所  
 日 時 個別通知（開催日は広報ふつつ・市ホームページ掲載、安全安心メールでお知らせ）  
 問合せ 健康づくり課 80-1265
- ・乳幼児健診  
 対 象 乳幼児を持つ親子  
 内 容 4か月・7か月・10か月・1歳・2歳6か月児の健全な発育について（要電話予約）  
 場 所 市役所  
 日 時 毎月各1回（開催日は広報ふつつ・市ホームページ掲載、安全安心メールでお知らせ）  
 問合せ 健康づくり課 80-1265
- ・5か月児離乳食教室  
 対 象 乳児（5～6か月児）を持つ親子  
 内 容 離乳食の開始の頃から成長に合わせた進め方など、体験しながら離乳食についての学習（要電話予約）  
 場 所 市役所（※4か月児健診時に併せて実施）  
 日 時 毎月1回（開催日は広報ふつつ・市ホームページ掲載、安全安心メールでお知らせ）  
 問合せ 健康づくり課 80-1265

## 子育て応援サークル

- 中央公民館 65-2251
- ・おはなしの会 めくだまり  
 内 容 絵本の読み聞かせを通して幼児と高齢者の交流  
 日 時 第2火曜日 10:00～13:30
  - ・かいじゅうクラブ  
 内 容 会員で企画した活動を通して親子の交流  
 日 時 毎週木曜日 10:30～14:00
  - ・わらべうたサークル  
 内 容 わらべうたを通して親子の交流  
 日 時 不定期 16:00～17:00

## チャイルドシート貸付事業

子育て世帯の負担を軽減するため、チャイルドシートの貸出を行います。

- 貸出対象者  
 次の要件をいずれも満たす保護者（出産予定日のおおむね1か月前の胎児の保護者を含む。）
  - ・市内に住所を有している者
  - ・乳幼児と同居している（出生後同居する予定である）者
  - ・普通自動車運転免許を有する者

### ○貸出期間

種類	対象年齢	貸出期間
乳幼児シート	0歳以上4歳未満	1年以内
幼児シート	4歳以上6歳未満	

### ○貸出台数 乳幼児1人につき1台

### ○料金 無料

- ※ 返却時のクリーニング費用は、借受者の実費負担
- ※ 返却時に破損、汚損等がある場合は、実費請求する場合があります。

### ○申請・返却場所

富津市役所2階 こども家庭課

## (8) 放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の児童を対象に、放課後や夏休みなどに適切な遊びや生活の場を提供します。

放課後児童クラブは、市内に10か所あります。利用料金や延長保育などの詳細については、各クラブへ直接お問い合わせください。

クラブ名	実施場所	電話番号	保育時間
オレンジクラブ	富津396-2 （富津小学校余裕教室）	090-6536-2916	平日 放課後～18:30 学校休業日 8:00～18:30

遊輝塾	大堀1906-10 (青堀駅前)	88-6898	平日 放課後～18:00 土曜日・日曜日・祝日・学校休業日8:00～18:00
あおぞら	大堀2042-45 (三枝病院近く)	88-0268	平日 放課後～18:00 土曜日・学校休業日8:00～18:00
青堀児童クラブ	青木二丁目14-6 (青堀保育園余裕教室)	87-0142	平日 放課後～18:30 土曜日・学校休業日8:00～18:00
いいのっ子クラブ	下飯野154 (飯野小学校余裕教室)	87-1106	平日 放課後～18:30 土曜日 7:30～18:00 学校休業日7:30～18:30
あそび塾	小久保114 (大貫小学校余裕教室)	65-3904	平日 放課後～19:00 学校休業日7:00～19:00
わくわくの樹	岩瀬1172-3 (君津商業高校近く)	27-0355	平日 放課後～18:30 土曜日・学校休業日7:30～18:30
吉野ふれあいクラブ	絹176-3 (吉野小学校余裕教室)	070-7532-1132	平日放課後～18:30 土曜日・学校休業日8:00～18:30
さめキッズ	鶴岡989-1 (佐貴小学校余裕教室)	090-9674-5388	平日 放課後～18:30 土曜日 7:30～17:00 学校休業日7:30～18:30
クラブフレンズ きんこく塾	花輪104 (旧天神山小学校内)	27-1380	平日 放課後～18:30 土曜日・学校休業日7:30～17:30

※学校休業日は、春・夏・冬休みなどの休業日です。休日は含みません。  
※保育時間については、延長が可能なクラブがあります。

## (9) 児童遊園地

NO.	名称	所在地	備考
1	青堀児童遊園地	大堀1822-2	小倉精肉店裏
2	富津児童遊園地	富津1458-2	富津中区公民館脇
3	飯野児童遊園地	本郷803-1	本郷区集会所脇
4	岩瀬児童遊園地	岩瀬995-22	旧今村内科クリニック付近
5	大貫海浜児童遊園地	岩瀬898-30	大貫中央海水浴場隣

## (10) ふつつ子育てLINE

子育て中のみなさんに役立つ情報をこども家庭課LINE公式アカウント「ふつつ子育てLINE」で配信しています。

### ○配信内容

- ・「ふつつ子育てきずなLINE」の配信
- ・地域交流支援センター「カナリエ」のイベント情報
- ・子育てに役立つ情報 など

### ●ふつつ子育てきずなLINE

妊娠期から3歳のお誕生日まで、「おなかの赤ちゃんの様子」や「産後のお子さんの成長、発達」、「市の子育て支援などの情報」をこども家庭課LINEアカウント「ふつつ子育てLINE」でタイムリーにお届けします。

### ○対象者

- ・富津市にお住まいの妊婦とそのパートナー
- ・3歳未満のお子さんの保護者とそのパートナー
- ・祖父母などのご家族のみならず

### ○配信内容と頻度

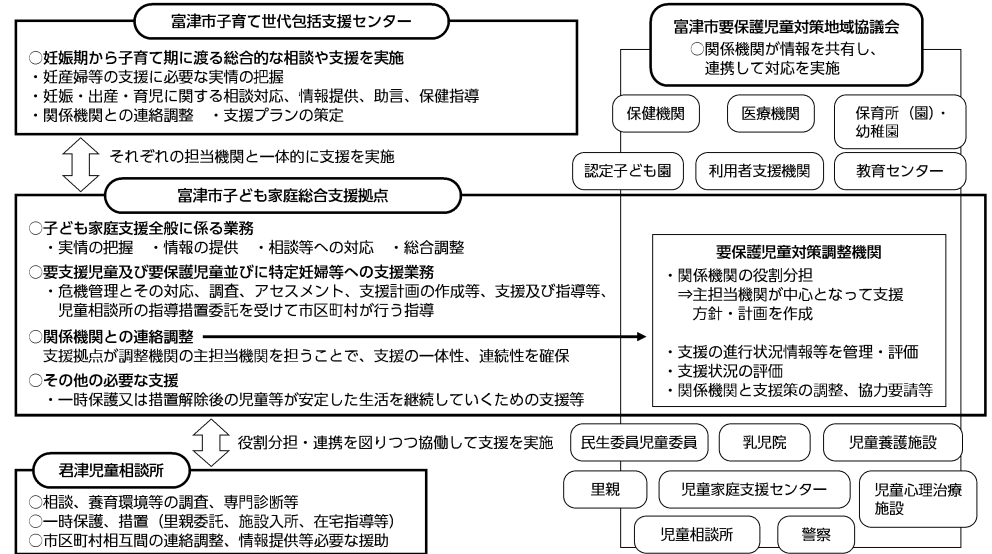
- ・妊娠期  
(内容) おなかの赤ちゃんの様子や出産の基礎知識、妊娠生活のアドバイスなど  
(頻度) 毎日
- ・子育て期  
(内容) お子さんの成長の様子や子育てアドバイス、産後の体調管理など  
(頻度) 生後0日～100日まで毎日  
生後101日～1歳のお誕生日まで3日に1回程度  
1歳～2歳のお誕生日まで週1回  
2歳～3歳のお誕生日まで月2回程度

## (11) 富津市子ども家庭総合支援拠点

すべての子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、訪問等による継続的な支援を実施する「子ども家庭総合支援拠点」を設置しました。

子ども家庭総合支援拠点では、支援を必要としている子どもやその家庭等への訪問、見守りなど、丁寧なサポートを継続的に行います。

富津市子ども家庭総合支援拠点 イメージ図



## 各種相談

### ○子育ての話 何でも聴きます窓口

子育てにつきものの不安や悩みなどの相談を受け、サービスの紹介や利

用方法、子育てのアドバイス、必要に応じて関係機関との連携を行います。

- ・相談日 月～金 8:30～17:15
- ・相談専用電話 0439-80-1221
- ・メールアドレス kosodate@city.futtsu.chiba.jp
- ・市役所2階こども家庭課内

#### ○子育ての話 何でも聴きます出張相談窓口

子育てのお悩みについて、出張による相談受付も行っております。事前にご連絡を頂ければ、出来る限りご希望に沿った時間と場所にお伺いします。

- ・相談専用電話 0439-80-1221
- ・メールアドレス kosodate@city.futtsu.chiba.jp

#### 出張相談日程及び担当者一覧

対応週	曜日	対応者
第1週	月曜日	母子・父子自立支援員+児童相談担当者
第2週	火曜日	家庭教育指導員+児童相談担当者
第3週	水曜日	福祉関係機関等担当者+児童相談担当者
第4週	木曜日	家庭相談員+児童相談担当者

#### ○児童家庭相談

0歳から18歳未満までの子どもに関する相談を家庭相談員がお聴きします。

- ・相談日 毎週 木・金 9:00～16:30 (面談相談は予約制)
- ・相談専用電話 0439-32-1656
- ・メールアドレス kosodate@city.futtsu.chiba.jp
- ・市役所2階こども家庭課内

#### ○母子・父子自立支援相談

母子及び父子家庭や寡婦の人の生活上の問題や自立のための相談（離婚前の相談も含む）を母子・父子自立支援員がお聴きします。

- ・相談日 毎週 月・水 9:00～16:30 (面談相談は予約制)
- ・相談専用電話 0439-80-1221
- ・市役所2階こども家庭課内

#### ○家庭教育相談

子どもの健全な育成に関する相談を家庭教育指導員がお聴きします。

- ・相談日 毎週 火 9:00～16:30 (面談相談は予約制)
- ・相談専用電話 0439-80-1221
- ・メールアドレス kosodate@city.futtsu.chiba.jp
- ・市役所2階こども家庭課内

#### ○子育てアドバイス

食事・あそび・しつけなど子育てに関すること（電話可）

- ・各保育所（園）月曜日から金曜日の9:00～16:00
- ・子育て支援センター P9参照（もうひとつのお家・あおぞらハウス）
- ・地域交流支援センター「カナリエ」

#### ○療育等支援事業

成長や発達に心配のある子ども（発音がはっきりしていない、行動に落

ち着きがない、集団行動ができない、ことばが遅い、目があわない、おもちゃや友だちに関心を示さないなど）の保護者を対象に、必要に応じて個別に言語訓練や心理療法を行います。

- ・開催日 毎週 月・木・金（予約制）
- ・場所 市役所
- ・費用 無料
- ・問合せ 障がい福祉課 障がい福祉係 0439-80-1260 FAX. 0439-80-1355

#### ○オンライン子育て相談

Zoomを使いオンラインで子育ての不安や悩みをお聴きします。

- ・相談日 火曜日～日曜日 9:00～16:00 1人・1回30分程度
- ・相談希望日2日前までに相談希望日時等をメール本文に記載し、info@city.futtsu.chiba.jp へ送信してください。予約確定後、ミーティングIDとパスコードを返信します。

#### ○ハローワークマザーズコーナー

子育てしながら就職を目指す人の相談を行っています。

- ・子どもと一緒に相談ができます。
- ・担当者によるきめ細かいサポート
- ・保育関連情報の提供
- 開設時間 月～金 8:30～17:15（土、日、祝日、年末年始を除く）
- ・問合せ ハローワーク木更津 0438-25-8609  
木更津市富士見1-2-1 アクア木更津ビル5階

#### ○福祉総合相談（子育てから介護まで）

福祉に関する相談を365日24時間受け付けています。

- ・問合せ 君津ふくしネット 27-1482、1483
- Eメール nozominomon1151@muse.ocn.ne.jp

#### ○こども急病電話相談

受診した方が良いのか、様子を見ても大丈夫か電話で相談できます。

- ・問合せ 局番なしの#8000又は043-242-9939
- ・相談日 毎日 19:00～翌朝6:00まで

#### ○児童家庭支援センター

妊娠期から子育て中のご家族や子どもを取り巻く人々の疑問や悩みを伺い、子どもにとってなにが一番大切なのか、みなさんと一緒に考え、お手伝いしてゆく相談所です。福祉や心理の専門家がお話を伺います。お子様やご家族のことで、不安なとき、困ったとき、まずはお電話ください。

- ・個別相談 電話・来所・訪問等による相談ができます。  
来所・訪問相談は予約制です。お電話にてご予約ください。
- ・相談日 平日及び不定期の土曜日 10:00～17:00  
フリースペース（乳幼児向け親子ひろば）を  
毎週木曜日10:00～12:00に開設  
火・水・木曜日 市役所1階にて出張所も開設。
- ・問合せ 望みの門ピーターパンの家 富津市湊773-1  
0439-67-8816 Eメール ptpan@nozominomon.or.jp

○ママパパラインちば

子育て中のママ・パパの子育ての悩みや不安、喜びなどを聴く専用電話です。

- ・相談専用電話 043-204-9390
- ・相談日 毎週金曜日 10:00～16:00まで
- ・主催 特定非営利活動法人 子ども劇場千葉県センター